

平成29年12月15日

報道各位

新潟市 福祉部

児童福祉法に基づく行政処分について

このことについて、本日、下記のとおり、児童福祉法（以下「法」という。）に基づく指定障害児通所支援事業者の指定を取消す行政処分を行いました。

1 事業所の概要

事業所名・所在地：

放課後等デイサービス ココン女池（新潟市中央区大島209）

放課後等デイサービス ココン魁（新潟市中央区魁町3373-25）

放課後等デイサービス ココン鑑（新潟市中央区鑑1-4-17）

法人・代表者：合同会社 K's Decas（ケーズディーカス） 代表社員 北村 大輔

法人所在地：新潟市中央区上大川前通十一番町1899番地

事業種別：放課後等デイサービス

2 処分内容

指定障害児通所支援事業者の指定の取消し

3 取消理由

(1) 障害児通所給付費の不正請求（法第21条の5の23第1項第5号）

- ・事業所でサービス提供をしていないにも関わらず、サービス提供を行ったとして、不正に障害児通所給付費を請求し受領した。
- ・職員配置に関する加算について、要件を満たさないにも関わらず不正に請求し受領した。

○2,772,756円（障害児通所給付費の返還金合計）

（不正請求額 1,980,540円、加算金 792,216円）

(2) 監査における虚偽答弁（法第21条の5の23第1項第7号）

- ・監査において、当該法人の代表者が指導員として勤務していないにも関わらず、勤務していたと事業所の管理者が虚偽の答弁を行った。

(3) 不正又は著しく不当な行為（法第21条の5の23第1項第10号）

- ・3事業所全体で不正請求を正当化する目的で、サービス提供記録等の改ざんを行った。

4 取消年月日

平成30年 2月 1日

【お問い合わせ先】

（処分内容について）

福祉部障がい福祉課 介護給付係 電話 025-226-1241

（監査結果について）

福祉部福祉監査課

電話 025-226-1182